

高知工業高等専門学校学生相談室規則

制 定 平成18年 1月12日

一部改正 平成27年 2月19日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校総合学生支援センター規則第3条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校学生相談室（以下「相談室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 相談室は、学生のかかえる諸問題に関する相談に応じることにより、学生生活の充実と人間的成長を助けることを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、次の業務を行う。

- (1) 学生の学習や進路に関する相談
- (2) 学生の精神保健に関する相談
- (3) 学生の個人的問題に関する相談
- (4) 相談助言に関する調査研究
- (5) その他学生の相談に関すること

(組織)

第4条 相談室は、次の教職員、専門家等で組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 相談員 若干名
- (4) 健康相談員
- (5) カウンセラー
- (6) 精神科医師
- (7) ピアサポーター
- (8) その他校長が必要と認めた者

(相談員)

第5条 相談員は、本校専任教員の中から、校長が命ずる。

- 2 相談員は、相談室の業務に従事する。
- 3 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(健康相談員)

第6条 健康相談員は、本校の看護師をもって充てる。

- 2 健康相談員は、相談員とともに学生の精神保健に関する相談業務に従事する。

(カウンセラー)

第7条 カウンセラーは、本校のカウンセラーをもって充てる。

- 2 カウンセラーは、相談員とともにカウンセリングを実施することにより、その専門的見地から学生の相談指導業務に従事する。

(精神科医師)

第8条 精神科医師は、本校の学校医をもって充てる。

- 2 精神科医師は、相談員とともに精神保健相談を実施することにより、その専門的見地から学生の精神保健指導を行う。

(ピアサポーター)

第9条 ピアサポーターは、本校高学年在學生（専攻科学生を含む）をもって充てる。

- 2 ピアサポーターは、相談員とともに学生に修学や日常生活のアドバイスを行う。

(秘密保持)

第10条 相談室の教職員は、知り得た情報を漏らしてはならない。

(事務)

第11条 相談室に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、相談室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 高知工業高等専門学校カウンセリングルーム規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

高知工業高等専門学校学生相談室の運営について

制 定 平成18年 1月12日

一部改正 平成27年 2月19日

高知工業高等専門学校学生相談室規則第12条の規定に基づき学生相談室（以下「相談室」という。）の運営について、次のとおり定める。

第1 相談室の教職員は、業務に支障がない限り、常時相談に応じるものとする。

第2 相談室の円滑な運営を図るため、相談室連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

- (1) 室長は、必要に応じ連絡会を主宰する。
- (2) 室長が必要と認めるときは、相談室の教職員以外の者を連絡会に出席させ意見を聴くことができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。